

[職員研修TOP](#) >> [講演会・研修資料アーカイブ](#) >> 研修QandA：平成17年度 第1回講演会「著作権法・個人情報保護法と図書館」

研修QandA

能力開発・研修部会が主催した研修に関する質問について回答いたします。

■ 平成17年度 第1回講演会「著作権法・個人情報保護法と図書館」

Q 授業における視聴覚資料教材(ビデオソフト)の教員への貸出について。著作権上の問題点はあるか。

A 貸し出す教員が少なくかつ限定されていれば可能との解釈もあり得るが、一般的には公の貸与にあたると考えられる。著作権者の許諾がなければ貸出不可である。何人から「公衆」になるかについては、実務上50人以上とされているようだが、事例により異なる。著作物の価値が高ければより少数でも「公衆」になるといえる。(南)

Q 神戸市外国語大学は公立大学だが、平成19年度より独法化する。独法化後は、個人情報保護に関してどの法令が適用されるのか。

A 神戸市の個人情報保護条例が、市の独立法人を対象としているかどうかによる。対象としていれば、神戸市の個人情報保護条例が適用される。対象としていなければ、独自で作成することになるのではないかと。(南)

Q DDSでFTPを利用していないのは何か理由があるのか。

A FTPはファイアウォールの関係で送れないためである。単に技術的な問題である。(星屋)

Q 督促における個人情報の扱いについて。掲示板に延滞者の学籍番号と氏名を掲示しているが、問題はないか。

A 個人情報保護法によれば、本人からの了承を得れば問題ない。予めガイダンス等で、督促がこのように行われることを書面で通知すればよいだろう。個人情報保護方針(ガイドライン)を作り、学生が知り得る方法で知らせるべきであろう。(南)

Q 研究報告書の著作権について。著作権は、先生個人と研究所(=団体)のどちらにあるのか。

A ケースバイケースである。が、著作権は先生個人にあると考えるのが一般的である。(職務上作成したものは団体著作物であるが、大学における講義資料についても、著作権は先生個人にあると考えるのが一般的。)
著作権処理については、それぞれの研究所に許諾を得るのがよいだろう。(南)

Q 著者から寄贈された論文の抜き刷りの扱いについて。複写サービスに供してもよいのか。PDFもある。

A 図書館資料であるので、複写可である。全部複写可とするかどうかは、図書館の判断による。雑誌でなく図書の中の一論文であれば、全部分の複写は不可とするのが通常であろう。寄贈を受ける際に著者の許諾を得ることが、最もよい方法である。PDFファイルについては、著作権はデジタル・アナログに関係ない。複写がデジタルであっても問題はないが、紙の場合と同様の問題が生じる。(南)

■ [上に戻る](#)

Please send your feedback to kenshu@kulib.kyoto-u.ac.jp.

Copyright(C) 2005 Kyoto University Library. Staff Training Working Group All Rights Reserved.